

市第62号議案

横浜市青少年相談センター条例の一部改正

横浜市青少年相談センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市青少年相談センター条例の一部を改正する条例

横浜市青少年相談センター条例（平成19年2月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「横浜市南区」を「横浜市保土ヶ谷区」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市青少年相談センターを移転するため、横浜市青少年相談センター条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市青少年相談センター条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（設置）

第 1 条 青少年の健全な育成を目的とする団体等との連携を図りつ  
つ、青少年に関する総合的な相談並びに青少年の自立及び社会参  
加の支援等を行うため、横浜市青少年相談センター（以下「セン  
ター」という。）を横浜市保土ケ谷区に設置する。  
横浜市南区